

各都道府県・各保健所設置市自動車リサイクル法主管課室 宛

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

### 移動報告の実績がない解体業者への対応について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）の施行にご尽力頂き感謝申し上げます。

これまでの自治体からの情報によれば、解体業の許可を受けてはいるが、施行後これまでの間に、解体工程における引取報告の実績のない解体業者が存在する模様です。これについて国より情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に対し、解体を主たる業務としつつ、解体工程における引取報告の実績がない解体業者がどの程度存在するか確認したところ、6月24日現在で、831業者存在することが判明しました。

施行当初は、年内に引取業者が引き取った使用済自動車の処理を中心的に行っているため、自動車リサイクル法に基づく移動報告が少ない状況も考えられるところです。しかし、現在に至ってもいまだ移動報告の実績がない場合は、事実上休業しており法律上問題のない場合も考えられますが、法に基づく処理を行っていない可能性も否定できません。

以上の状況に鑑み、各自治体におきましては、下記のとおり、該当する解体業者を調査し、違法行為が行われていないか確認し、違法行為があった場合には、法第90条に基づく勧告、命令等、厳正な対処を行うようお願いいたします。

今回の調査の結果については国にご報告いただき、国はその結果を取りまとめて公表することを予定しております。

なお、今回の措置は移動報告実績がない解体業者を対象にしておりますが、今後、移動報告の実績が少ない事業者や他の関連事業者に対しても、同様の措置を講じることを検討しています。

### 記

1. 解体業の許可を取得して、自動車リサイクルシステムに登録している解体業者のうち、6月末日現在で解体工程の引取報告が全く行われていない事業者の名称及び許可番号について、法第130条第2項に基づき、情報管理センターに報告徴収されたいこと。

※ 自動車リサイクルシステムによる自治体の報告徴収機能では入手することが容易でないので、法第130条第2項に基づき、(財)自動車リサイクル促進センターに対し、文書により報告徴収されたい。

2. その結果を受けて、当該事業者が使用済自動車、解体自動車の解体を全く行っていないかどうか、立入検査等により確認すること。

※ 各自治体においてすでに一度は許可業者への立入検査を行っていると思われるので、事業者の情報はある程度把握済であることから、優先順位を付けて立入検査を行うこと。また、立入検査の際は、「行政処分の指針」を参考に、廃棄物処理法の立入検査(法施行前のものと主張されても対応できるようにするため)を併せて行うこと。

※ 許可取得後、間もない事業者については、引取報告の実績がない場合も想定されるため、許可日等を勘案して優先順位を付けて立入検査を行うこと。

3. 当該事業者の電子マニフェスト情報との照合を行いつつ(立入検査直前に当該事業者の移動報告状況を調べ、移動報告がないことを確認の上)立入検査を実施する。実際に立入検査を行った際に法施行後の自動車を解体していた事実が判明した場合は、「行政処分の指針」に基づき、自り法違反として対処すること。少なくとも移動報告義務違反に該当するので、直ちに90条に基づく勧告を行うこと(別添のフローチャートを参照のこと)。

- ・行為義務違反：法19条、20条に基づく指導、助言、勧告、命令。
- ・引取報告、引渡報告義務違反：法90条に基づく勧告、命令。
- ・命令に違反した場合は、告発及び許可取消。

※ 法施行前に使用済となった自動車については、施行後6か月を経た現在、基本的に処理が終わっており存在しないとの認識である。したがって、「法施行前の使用済自動車」といった抗弁は、それを証明する客観的な書類(フロン券、産業廃棄物管理票、有価物と主張する場合は最終所有者との平成16年までの売買契約書)がない限り認められない。

※ すでに使用済自動車はすべて廃棄物と見なされていることから、法施行前に使用済となった自動車の処理及び委託については、廃棄物処理法の許可や産業廃棄物の場合は産廃マニフェスト等についても確認を行い、これらが無い場合は、廃棄物処理法違反としても対処すること。

4. 併せて、その使用済自動車、解体自動車が誰から当該解体業者に引き渡されたのか、また、これらが誰に引き渡されたのかを法、廃棄物処理法の報告徴収等を活用して把握すること。その結果を踏まえ、引取業者、フロン類回収業者、破碎業者についても3.と同様の対処を行うこと。

また、登録・許可業者以外の者から引き取ったり、許可破砕業者、解体自動車全部利用者以外の者に引き渡している場合には、これらの者に対し、告発をも視野に入れた厳正な対処を行うこと。併せて、当該解体事業者に対しては、法第66条第1号違反として、事業の一時停止等の行政処分を行うこと。

5. 以上の結果について、環境省に対処状況を報告されたいこと。結果については国において取りまとめ、公表する。

- ・報告の期限：平成17年9月末日（対処途上中の案件も含めて報告されたいこと）
- ・報告様式：別添「調査票記入要領」に基づき、別添様式により、電子メールにて報告されたい（国における集計の都合上、様式については改変しないこと）。
- ・報告先：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
Tel. 03(5501)3153 Fax. 03(3593)8262  
E-mail: MASATO\_ASAMI@env. go. jp 担当：浅見

(例)

文 書 番 号  
年 月 日

財団法人自動車リサイクル促進センター  
情 報 管 理 部 長 殿

都道府県・保健所設置政令市  
担 当 課 室 長 印

使用済自動車の再資源化等に関する法律第130条第2項に基づく  
報告の徴収について

(〇〇県、△△市)における貴センターに登録をしている解体業者のうち、解体工程における引取報告の実績がない解体業者について、下記のとおりについて報告を徴収します。

記

1. 徴収事項

自治体許可番号、事業所名、業種、移動報告の方法

2. 報告先

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所、担当部局名称、担当者名、電話番号、担当者名